

平成 18 年 5 月 31 日

株 主 各 位

東京都港区海岸一丁目5番20号
東京瓦斯株式会社
代表取締役社長 鳥 原 光 憲

第206回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆さまにおかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第206回定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができます。お手数ですが27頁以降の参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使】

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、平成18年6月28日(水曜日)までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使】

議決権行使ウェブサイト(<http://www.web54.net>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご使用のうえ、画面の案内にしたがって、平成18年6月28日(水曜日)午後6時までに、各議案に対する賛否をご入力、ご送信ください。

敬具

~~~~~  
(お願い)

- 1 当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 2 インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の「インターネットによる議決権行使について」をご確認ください。
- 3 インターネットと書面による議決権行使が重複して行われた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。  
なお、同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

## 記

1. 日 時 平成18年6月29日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都港区海岸一丁目5番20号  
当社 浜松町ビル2階 大会議室  
(末尾の株主総会会場ご案内をご覧ください。)

### 3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項**
- 1 第206期(平成17年 4月 1日から 平成18年 3月31日まで)営業報告書、  
貸借対照表および損益計算書報告の件
  - 2 第206期(平成17年 4月 1日から 平成18年 3月31日まで)連結貸借対照表  
および連結損益計算書ならびに会計監査人および  
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 第206期利益処分案承認の件
- 第2号議案 自己株式取得の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役12名選任の件
- 第5号議案 監査役 1名選任の件
- 第6号議案 取締役の賞与額設定の件

以上

~~~~~

当社ウェブサイト(<http://www.tokyo-gas.co.jp>)においても、本通知を公開しております。なお、株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合には、その旨を同ウェブサイトに掲載させていただきます。

(添付書類)

営業報告書

(平成17年 4月 1日から
平成18年 3月31日まで)

I 営業の概況

1 企業集団の営業の経過および成果

(1) 営業活動の状況

当期におけるわが国の経済は、物価は依然としてデフレ状況にあるものの、企業部門の好調さが雇用・所得環境の改善を通じて家計部門へ波及しており、景気は緩やかな回復を続けてまいりました。一方、わが国のエネルギー市場においては、規制緩和の進展、自由化範囲の拡大に伴い、エネルギー間競争が激化しつつあります。

このような経済情勢および経営環境のもとで、当社グループは天然ガスの利用拡大に向けた懸命の営業努力を払った結果、ガス売上高が堅調な伸びを見せたこと等により、連結売上高は前期比6.4%増の1兆2,665億1百万円となりました。

一方、経営効率化の一層の推進を図り、費用の抑制に最大限の努力を重ねてまいりましたが、原油価格高騰およびガス販売量の伸びに伴う原材料費の大幅な増加等により営業費用は増加いたしました。

この結果、営業利益は同22.7%減の1,123億45百万円、経常利益は同25.7%減の986億89百万円となりました。また、当期は投資有価証券売却益49億29百万円および固定資産売却益22億57百万円等を特別利益に計上し、システム開発中止に伴う損失51億27百万円等を特別損失として計上した結果、当期純利益は同26.1%減の621億14百万円となりました。

以下、事業別の概要をご報告申し上げます。

ガ ス

需要件数は、当期中に23万3千件増加し、期末現在で1,001万6千件となりました。また、ガス販売量は、前期に比べ7.1%増の130億9,791万7千 m^3 となりました。

このうち、家庭用のガス販売量につきましては、年間を通して気温が前年と比較して低く推移した影響で給湯需要および暖房需要が増加した結果、前期に比べ7.0%増の35億4,748万2千 m^3 となりました。また、業務用(商業用・公用および医療用)につきましては、地球環境保全に寄与するガス冷暖房を主力商品として販売拡大に努め、前期に比べ3.9%増の30億8,533万9千 m^3 となりました。工業用は、天然ガスの持つ環境性と当社グループのエンジニア

リング力を最大限に活かした営業活動により、発電向けを中心に需要が伸び、前期に比べ6.3%増の50億4,326万9千㎡となりました。また、他事業者への卸供給は、卸供給先の需要増により、前期に比べ18.7%増の14億2,182万7千㎡となりました。

一方、ガス売上高は、ガス料金引き下げの影響はあるものの、原料費調整制度に基づく料金単価の調整およびガス販売量の増加等により、前期に比べ9.1%増の9,103億20百万円となりました。

ガス器具

ガス器具につきましては、高い安全性をベースに、環境性、快適性、利便性、経済性に優れた調理機器、給湯機器、暖冷房機器等の開発・販売に努力いたしました。他エネルギーとの競合激化によりガス器具売上高の合計は、前期に比べ3.2%減の1,308億25百万円となりました。

受注工事

受注工事につきましては、新設工事27万8千件等を実施いたしました。内管工事費見積単価引き下げ改定(平成15年11月1日)および見積体系変更による引き下げ(平成17年4月21日)の影響等により、受注工事売上高は前期に比べ7.8%減の597億46百万円となりました。

不動産賃貸

不動産賃貸につきましては、賃料の引き下げ等により売上高が前期に比べ1.5%減の341億87百万円となりました。

その他

その他の売上高は、前期に比べ7.6%増の2,525億95百万円となりました。これは、船舶貸渡業に係る売上が増加したこと等によるものです。

(2) 企業集団の設備投資の状況

当期の設備投資総額は、1,194億35百万円でした。

供給設備では、本支管2,029kmの期中増加があり、期末の総延長は54,687kmとなりました。なお、現在、中央幹線を建設しております。

(3) 企業集団の資金調達の状況

社債につきましては、転換社債の転換や普通社債の償還により491億97百万円減少いたしました。借入金につきましては、149億96百万円減少いたしました。これらにより、連結有利子負債残高は前期末に比べ641億94百万円減の5,599億11百万円となりました。

(4) 企業集団が対処すべき課題

エネルギー市場は、規制緩和の拡大に伴い、エネルギー間さらには同エネルギーでの企業間競争が激化していることから、当社グループが天然ガスを基軸としたビジネスチャンスを活かすためには、企業構造の変革により、競争優位性を高めていく必要があります。

当社グループは、こうした経営環境の変化を踏まえ、「2006～2010年度グループ中期経営計画」を策定し、これに基づき、グループ経営戦略を展開してまいります。

具体的には、天然ガスを基軸とする総合エネルギー事業のトップランナーとして、持続的に成長・発展し続ける企業グループを目指し、2010年代にこれを実現するため、「天然ガスをコアにした総合エネルギー事業の確立」「ブランド価値の向上」「企業構造の変革」の3つをキーファクターと位置付け、それぞれ以下のとおり取り組んでまいります。

〈天然ガスをコアにした総合エネルギー事業の確立〉

LNGバリューチェーンを強みとした競争力のあるマルチエネルギー供給と、技術力・営業力を強みとしたお客さまにご満足いただけるソリューションをワンストップで提供するエネルギーサービスを広域展開する「総合エネルギー事業」を推進してまいります。

「家庭用分野」では、TES・床暖房、省エネ型高効率給湯器「エコジョーズ」、ミストサウナ「MISTY」、進化したガスコンロ「ピピッとコンロ」等により快適で豊かな暮らしを提供するとともに、家庭用コージェネレーションのライフエル(燃料電池)・エコウィル(ガスエンジン)をマイホーム発電と位置付け、その普及拡大に努めております。

「エネルギー営業分野」では、都市ガスネットワークを基軸に、LNG・LPG、電力等のマルチエネルギーのワンストップ供給により、お客さまに多様な価値を提供しております。

「電力ビジネス分野」では、稼働中の東京ガスベイパワー、平成18年度に運転開始となる東京ガス横須賀パワー、さらには川崎天然ガス発電の建設および扇島パワーの計画を他グループとのアライアンスを組みながら進めております。

「マルチエネルギー供給およびエネルギーサービスの広域展開」では、千葉～鹿島ラインの新設等、導管網の効率的整備を進めるとともに、卸先都市ガス事業者・LPG事業者との連携強化、ガス導管から距離のあるお客さまへのLNGローリー等の輸送手段による天然ガス化のご提案、さらには内航船の活用等による関東200km圏を越える市場への天然ガス供給等により、天然ガスに対するニーズに応じてまいります。

また、競争力のあるLNG調達を実現するため、LNGの上流、輸送、受入基地、ガス供給等、海外を含めたビジネスを効果的に結び付け、LNGバリューチェーンの拡充に努めてまいります。

〈ブランド価値の向上〉

企業の社会的責任(CSR)を果たす着実な取り組みを通じて、お客さまや社会から信頼され選ばれ続ける企業グループを目指すことを基本に、日々のお客さまとの接点において、「安心・安全・信頼」の東京ガスのブランド価値向上を図ってまいります。環境面では、地球温暖化対策をはじめとする様々な環境問題に取り組んでまいります。また、安定供給、安全・保安の確保、防災対策を大きな使命と認識し、ガスの安全性の向上に努めるとともに、最高水準の地震防災体制を維持してまいります。

〈企業構造の変革〉

企業構造を変革し、総合エネルギー事業を展開する最適な体制の構築と経営資源の集中を行うことにより、競争優位性を確立してまいります。広域展開にあたっては、市場や当社グループの拠点状況等を踏まえ、需要開発を強力かつ効率的に推進できる営業体制の構築を図ります。また、お客さまの多様化するライフスタイルやニーズにきめ細かく対応していくために、東京ガス地域拠点、エネスタ/エネフィット、東京ガス・カスタマーサービス(株)グループの営業・サービス機能を地域密着型の一元的対応体制に再編・集約化し、お客さまの生活価値向上のお役に立てる商品・サービスをワンストップで提供してまいります。

経営資源の効率的活用に向けて、地域密着型営業体制への再編・集約化や本社のスリム化により、連結ベースで平成17年度末16,700人体制を平成22年度には15,700人体制にしていくとともに、保有不動産の開発事業による資産価値の向上や遊休地の売却による資産圧縮・資産効率向上を図ってまいります。

〈経営の成果の配分〉

「2006～2010年度グループ中期経営計画」の確実な実行により確保したキャッシュ・フローは、当社グループの将来の持続的成長の源泉となる総合エネルギー事業分野の投融資に積極的に投入するとともに、株主の皆さまに経営の成果を適切に配分してまいります。

具体的には、今中期経営計画期間中における株主の皆さまへの「総分配性向」(*)の目標を60%に設定しております。

$$(*) \text{ n年度総分配性向} = \frac{(\text{n年度の利益処分ベース配当金額} + (\text{n+1年度}の\text{自社株取得額}))}{(\text{n年度連結当期純利益})}$$

今後とも当社グループは、企業価値をさらに高め、株主の皆さま、お客さまのご期待にお応えできるよう努めてまいります。当社グループの取り組みに対するご理解を賜りますとともに、今後とも相変わらぬご支援をお願い申し上げます。

2 営業成績および財産状況の推移

(1) 企業集団の営業成績および財産状況の推移

区 分	第203期 (平成14年度)	第204期 (平成15年度)	第205期 (平成16年度)	第206期 (平成17年度)
売 上 高 (百万円)	1,127,633	1,151,824	1,190,783	1,266,501
経 常 利 益 (百万円)	91,955	131,093	132,856	98,689
当 期 純 利 益 (百万円)	59,201	44,787	84,047	62,114
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	21.18	16.44	31.47	23.48
総 資 産 (百万円)	1,676,064	1,666,828	1,668,734	1,693,898
純 資 産 (百万円)	579,706	598,453	648,766	728,231

(注) 1 第204期から「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しております。

2 第205期から、以下の34社につきまして、重要性が増加したため連結子法人等にいたしました(東京ガス豊洲開発㈱、㈱東京ガス横須賀パワー、㈱ダイニングアートシステムズ、㈱リビング・デザインセンター、㈱東京ガスベイパワー、T G昭和㈱、トーヨコエンジニアリング㈱、㈱東日本住宅評価センター、東京炭酸㈱、日本超低温㈱、ティージー・テレマーケティング㈱、㈱グリーンテック東京、美浦ガス㈱、松栄ガス㈱、東京ガススポーツ㈱、ティージー・オートサービス㈱、東京ガスマデリング㈱、鷺宮ガス㈱、㈱アーバン・コミュニケーションズ、栃木ガス㈱、東京ガステクノサービス㈱、東京ガスビルサービス㈱、㈱東液サービスセンター、昭和物産㈱、トーセツ㈱、トーヨコリビング㈱、㈱関配カスタマーサービス、トーヨコカスタマーサービス㈱、㈱昭和運輸、東京プラントサービス㈱、東京レアガス㈱、東京オートガス㈱、東京器工㈱および㈱関配テック)。

第203期(平成14年度)

原料費調整制度に基づく料金単価の調整等の影響はありましたものの、ガス販売量の13.5%の増加により、ガス売上高は5.6%増加いたしました。ガス販売増等により原料費が増加いたしました。が、経営全般にわたるコストダウン等により、経常利益は対前期比113億29百万円、14.1%増加いたしました。

第204期(平成15年度)

ガス販売量の7.1%の増加および原料費調整制度に基づく料金単価の調整等により、ガス売上高は4.9%増加いたしました。ガス販売増等により原料費が増加いたしました。経営全般にわたる一層のコストダウン等により、経常利益は対前期比391億38百万円、42.6%増加いたしました。

第205期(平成16年度)

ガス販売量の6.5%の増加および原料費調整制度に基づく料金単価の調整等により、ガス売上高は0.4%増加いたしました。ガス販売増および連結範囲の拡大等により営業費用が増加いたしました。社債償還損の計上額が減少したこと等により、経常利益は対前期比17億63百万円、1.3%増加いたしました。

第206期(平成17年度)

当期につきましては、前記「企業集団の営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(2) 当社の営業成績および財産状況の推移

区 分	第203期 (平成14年度)	第204期 (平成15年度)	第205期 (平成16年度)	第206期 (平成17年度)
総 売 上 高 (百万円)	992,236	1,013,754	1,013,993	1,078,109
経 常 利 益 (百万円)	79,680	115,859	117,192	85,089
当 期 純 利 益 (百万円)	53,633	40,273	78,666	55,299
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	19.19	14.78	29.46	20.90
総 資 産 (百万円)	1,381,359	1,410,023	1,382,265	1,396,728
純 資 産 (百万円)	528,264	540,217	574,059	642,953

(注) 第204期から「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しております。

II 会社の概況（平成18年3月31日現在）

1 企業集団の主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
ガス	ガスの製造・供給および販売
ガス器具	ガス機器の製作・販売およびこれに関連する工事
受注工事	ガス工事
不動産賃貸	土地および建物の賃貸・管理等
その他	地域冷暖房、コークス、液化石油ガス、工業ガス、クレジット・リース、システムインテグレーション、総合エンジニアリング

2 株式の状況

- (1) 会社が発行する株式の総数 普通株式 6,500,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 2,810,171,295株
 (3) 1単元の株式の数 1,000株
 (4) 株主総数 176,451名
 (5) 大株主

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	所有株式数 (千株)	出資比率 (%)	所有株式数 (千株)	出資比率 (%)
日本生命保険相互会社	163,000	5.80	0	0
第一生命保険相互会社	155,962	5.55	0	0
日本トリアスト・ナビス信託銀行株式会社(信託口)	100,216	3.57	0	0
日本フスター信託銀行株式会社(信託口)	93,595	3.33	0	0
セント・スリットバンク・アド・トラスト・カンパニー	76,193	2.71	0	0
セント・スリットバンク・アド・トラスト・カンパニー 505103	70,525	2.51	0	0
富国生命保険相互会社	67,504	2.40	0	0
モビリティ・アド・カンパニー・リミテッド	46,463	1.65	0	0
ザ・チェス・マンハッタン・バンク・エイ・ロンドン	45,069	1.60	0	0
東京瓦斯社員持株会	39,338	1.40	0	0

(注) 上記のほか、当社が所有している自己株式117,825千株があります。

(6) 自己株式の取得、処分等および保有

①取得株式

普通株式 49,491,723株
 取得価額の総額 20,355,076,769円

②処分株式

普通株式 91,103,460株
 処分価額の総額 34,660,280,058円

③決算期末における保有株式

普通株式 117,825,346株

3 企業結合の状況

重要な子法人等の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
東京ガス都市開発株式会社	11,440	100.00	不動産の管理・賃貸・仲介
東京ガス豊洲開発株式会社	5,000	100.00	豊洲用地の管理
株式会社 エネルギーアドバンス	3,000	100.00	地域冷暖房・エネルギーサービス事業
株式会社 ガスター	2,450	66.67	ガス機器の製造・販売
東京エルエヌジータンカー株式会社	1,200	100.00	LNG・LPG輸送船の貸渡・外航海運業
トーヨコエンジニアリング株式会社	1,025	100.00	ガス配管・給排水・空調 工事の設計・施工
東京ガスエネルギー株式会社	1,000	100.00 (11.50)	LPG・コークスの販売
東京ガスケミカル株式会社	1,000	100.00 (17.70)	工業ガス・化成品の販売
パークタワーホテル株式会社	1,000	100.00 (100.00)	ホテル事業
株式会社 関配	967	100.00 (13.04)	ガス配管・給排水・空調 工事の設計・施工
千葉ガス株式会社	480	100.00	ガス事業
ティージー・クレジットサービス 株式会社	450	100.00	ガス機器およびガス工に関するクレジット 業務ならびに各種リース業務
東京酸素窒素株式会社	400	54.00 (54.00)	液化酸素・液化窒素の製造・販売
株式会社 ティージー情報ネットワーク	400	100.00	システムインテグレーション事業
筑波学園ガス株式会社	280	100.00	ガス事業
ティージー・エンタープライズ 株式会社	200	100.00	グループ内金融事業
東京ガス・エンジニアリング 株式会社	100	100.00	エネルギー関連を中心とした 総合エンジニアリング
東京ガス・カスタマーサービス 株式会社	50	100.00	ガス設備安全点検・検針・ 料金収納業務の受託
株式会社 ティージー・アイティーサービス	50	100.00	グループ内システム運用・ ネットワーク運用
株式会社 関配リビングサービス	50	100.00 (100.00)	ガス機器の販売

- (注) 1 出資比率欄の()内は、当社の子法人等が所有する出資比率を内数で示しております。
2 ㈱関配は、平成18年4月1日付でトーヨコエンジニアリング㈱を吸収合併し、社名を
㈱キャプティに変更しました。
3 ㈱関配リビングサービスは、平成18年4月1日付でトーヨコリビング㈱を吸収合併し、
社名を㈱キャプティ・ライブリックに変更しました。

上記の重要な子法人等20社を含む連結子法人等および持分法適用関連会社は55社であり、当期の売上高は1兆2,665億1百万円、当期純利益は621億14百万円であります。

4 主要な借入先

借入先	借入残高 (百万円)	借入先が有する当社の株式	
		株式数(千株)	出資比率(%)
日本政策投資銀行	44,807	0	0
株式会社 みずほコーポレート銀行	2,700	33,000	1.17
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,500	6,677	0.24
株式会社 三菱東京UFJ銀行	2,100	11,488	0.41
信金中央金庫	2,000	0	0
株式会社 三井住友銀行	1,700	5,977	0.21
株式会社 新生銀行	1,500	0	0
日本生命保険相互会社	1,450	163,000	5.80
第一生命保険相互会社	1,250	155,962	5.55

- (注) 1 三菱信託銀行株式会社は、平成17年10月1日付でUFJ信託銀行株式会社と合併し、三菱UFJ信託銀行株式会社に社名変更しました。
- 2 株式会社東京三菱銀行は、平成18年1月1日付で株式会社UFJ銀行と合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行に社名変更しました。

5 企業集団の従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数（前期末比増減）
16,675名（+ 5名）

(注) 従業員数は常勤の就業人員を記載しており、臨時従業員を含みません。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
8,200名（-247名）	44.8歳	23.1年

(注) 従業員数は常勤の就業人員を記載しており、出向者および臨時従業員を含みません。

6 企業集団の主要な事業所

(1) 当 社

○ 本 社（東京都港区）

○ 支 店

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
南 部 支 店	東 京 都 港 区	北 部 支 店	東 京 都 北 区
中 央 支 店	東 京 都 目 黒 区	埼 玉 支 店	埼 玉 県 さいたま市
東 部 支 店	東 京 都 江 東 区	神 奈 川 支 店	神 奈 川 県 横 浜 市
千 葉 支 店	千 葉 県 千 葉 市	川 崎 支 店	神 奈 川 県 川 崎 市
西 部 支 店	東 京 都 杉 並 区	神 奈 川 西 支 店	神 奈 川 県 藤 沢 市
多 摩 支 店	東 京 都 立 川 市		

○ 支 社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
日 立 支 社	茨 城 県 日 立 市	熊 谷 支 社	埼 玉 県 熊 谷 市
常 総 支 社	茨 城 県 竜 ヶ 崎 市	宇 都 宮 支 社	栃 木 県 宇 都 宮 市
甲 府 支 社	山 梨 県 甲 府 市	長 野 支 社	長 野 県 長 野 市
群 馬 支 社	群 馬 県 高 崎 市		

○ ホームサービス事業部

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
首都圏西ホームサービス事業部	東 京 都 目 黒 区	神奈川ホームサービス事業部	神 奈 川 県 横 浜 市
首都圏東ホームサービス事業部	東 京 都 荒 川 区		

○ 導管事業部

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
首都圏西導管事業部	東 京 都 新 宿 区	神奈川導管事業部	神 奈 川 県 横 浜 市
首都圏東導管事業部	東 京 都 荒 川 区		

○ 工 場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
根 岸 工 場	神 奈 川 県 横 浜 市	扇 島 工 場	神 奈 川 県 横 浜 市
袖 ヶ 浦 工 場	千 葉 県 袖 ヶ 浦 市		

○ その他

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
ホームサービス本部	東 京 都 新 宿 区	エネルギー営業本部	東 京 都 新 宿 区

(注) 平成17年4月1日付の組織変更に伴い、次のとおり変更がありました。

- 1 首都圏西リビング営業部、首都圏西機器サービス部および地域お客さまサービス部(南部、中央、西部、多摩)の業務を統合し、東京都目黒区に首都圏西ホームサービス事業部を新設いたしました。
- 2 首都圏東リビング営業部、首都圏東機器サービス部および地域お客さまサービス部(東部、千葉、北部、埼玉)の業務を統合し、東京都荒川区に首都圏東ホームサービス事業部を新設いたしました。
- 3 神奈川リビング営業部、神奈川機器サービス部および地域お客さまサービス部(神奈川、川崎、神奈川西)の業務を統合し、神奈川県横浜市に神奈川ホームサービス事業部を新設いたしました。

(2) 子法人等

名 称	本社所在地
東京ガス都市開発株式会社	東京都新宿区
東京ガス豊洲開発株式会社	東京都港区
株式会社 エネルギーアドバンス	東京都新宿区
株式会社 ガスター	神奈川県大和市
東京エルエヌジータンカー株式会社	東京都港区
トーヨコエンジニアリング株式会社	神奈川県横浜市
東京ガスエネルギー株式会社	東京都中央区
東京ガスケミカル株式会社	東京都港区
パークタワーホテル株式会社	東京都新宿区
株式会社 関 配	東京都品川区
千葉ガス株式会社	千葉県佐倉市
ティージー・クレジットサービス株式会社	東京都新宿区
東京酸素窒素株式会社	千葉県袖ヶ浦市
株式会社ティージー情報ネットワーク	東京都品川区
筑波学園ガス株式会社	茨城県つくば市
ティージー・エンタープライズ株式会社	東京都港区
東京ガス・エンジニアリング株式会社	東京都新宿区
東京ガス・カスタマーサービス株式会社	東京都新宿区
株式会社ティージー・アイティーサービス	千葉県千葉市
株式会社関配リビングサービス	東京都大田区

(注) 株式会社ティージー情報ネットワークの本社は、平成17年11月14日付で東京都新宿区より移転いたしました。

7 取締役および監査役の氏名等

代表取締役会長		安	西	邦	夫
代表取締役副会長		安	原	英	治
※代表取締役社長		上	野	紀	生
※代表取締役	(社長補佐、コーポレート・コミュニケーション本部長、コラボライツ部担当)	市	原	光	憲
※代表取締役	(社長補佐、エネルギー営業本部長およびエネルギー営業本部大口エネルギー事業部長)	鳥	野	成	郎
※代表取締役	(社長補佐、エネルギー生産本部長)	草	林	剛	也
※取締役	(資源事業本部長、監査部担当)	小	田	忠	昭
※取締役	(企画本部長)	前	本	三	毅
取締役	[キョコマン株式会社代表取締役会長]	茂	木	友	郎
取締役	[グアイルサービス株式会社代表取締役社長]	茂	野	由	梨
取締役	[旭化成株式会社常任相談役]	今	本	一	元
常勤監査役		山	井	恒	浩
常勤監査役		平	本	正	徳
監査役	[日立キヤピタル株式会社取締役会長]	徳	花	恒	義
監査役	[財団法人横浜産業振興公社理事長]	清	水	利	光

- (注) 1 ※印の取締役は執行役員を兼務しております。
 2 安西邦夫は、平成18年4月1日代表取締役会長から取締役相談役に就任いたしました。
 3 上原英治は、平成18年4月1日代表取締役副会長から取締役会長に就任いたしました。
 4 市野紀生は、平成18年4月1日代表取締役社長から取締役副会長に就任いたしました。
 5 鳥原光憲は、平成18年4月1日代表取締役から代表取締役社長に就任いたしました。
 6 前田忠昭は、平成18年4月1日取締役から代表取締役に就任いたしました。
 7 國富 隆は、平成18年3月31日取締役を辞任いたしました。
 8 山本一元は、平成17年6月29日取締役に就任いたしました。
 9 徳本恒徳および清水利光は、平成17年6月29日監査役に就任いたしました。
 10 秋元壯一郎および根本和夫は、平成17年6月29日任期満了により監査役を退任いたしました。
 11 取締役のうち茂木友三郎、今野由梨および山本一元は、商法第188条第2項第7号/2に定める社外取締役であります。
 12 監査役のうち花房正義および清水利光は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

8 取締役および監査役に支払った報酬等の額

取締役	12名	450百万円	(うち平成18年3月31日付退任1名)
監査役	6名	90百万円	(うち平成17年6月29日付退任2名)

- (注) 上記のほか、取締役賞与金および取締役退職慰労金の合計額81百万円ならびに監査役退職慰労金38百万円を支払っております。(取締役および監査役退職慰労金につきましては、第205回定時株主総会で承認可決され、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任されたものです。)

9 会計監査人に支払うべき報酬等の額

- (1) 当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額
149百万円
- (2) 上記(1)の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として当社および当社の子法人等が支払うべき報酬等の合計額
143百万円
- (3) 上記(2)の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額
73百万円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、(3)の金額には証券取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
固 定 資 産	1,161,187	固 定 負 債	514,148
有 形 固 定 資 産	811,322	社 債	287,700
製 造 設 備	216,309	転 換 社 債	39,700
供 給 設 備	499,633	長 期 借 入 金	56,749
業 務 設 備	56,075	関 係 会 社 長 期 債 務	337
附 帯 事 業 設 備	4,984	退 職 給 付 引 当 金	119,024
休 止 設 備	984	ガ ス ホ ル ダ ー 修 繕 引 当 金	3,069
建 設 仮 勘 定	33,336	そ の 他 固 定 負 債	7,568
無 形 固 定 資 産	16,453	流 動 負 債	239,626
借 地 権	1,187	1 年 以 内 固 定 限 債	27,029
ソ フ ト ウ ェ ア	14,569	未 払 掛 金	42,360
そ の 他 無 形 固 定 資 産	696	未 払 費 用	40,412
投 資 そ の 他 の 資 産	333,411	未 払 法 人 税 等	29,353
投 資 有 価 証 券	101,021	前 受 金	4,733
関 係 会 社 投 資	101,215	預 り 金	1,714
長 期 貸 付 金	185	関 係 会 社 CMS 短 期 借 入 金	33,029
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	68,880	関 係 会 社 短 期 債 務	19,024
出 資 金	3	そ の 他 流 動 負 債	13,358
長 期 前 払 費 用	31,706	負 債 合 計	753,775
繰 延 税 金 資 産	27,505		
そ の 他 投 資 金	3,500	資 本 の 部	
流 動 資 産	235,540	資 本 金	141,844
現 金 及 び 預 金	31,688	資 本 金	141,844
受 取 手 形	1,199	資 本 剰 余 金	2,065
売 掛 金	93,882	資 本 準 備 金	2,065
関 係 会 社 売 掛 金	12,242	利 益 剰 余 金	494,930
未 収 入 金	11,066	利 益 準 備 金	35,454
有 価 証 券	1	用 等 圧 縮 積 立 金	954
製 品 料	89	特 定 ガ ス 導 管	1,954
原 貯 蔵 品	6,595	工 事 費 却 準 備 金	141,000
前 払 費 用	214	原 価 変 動 調 整 積 立 金	219,000
関 係 会 社 短 期 債 権	15,855	別 途 積 立 金	96,567
繰 延 税 金 資 産	9,660	当 期 未 処 分 利 益	48,952
そ の 他 流 動 資 産	32,178	株 式 等 評 価 差 額 金	48,952
貸 倒 引 当 金	911	の 他 有 価 証 券	48,952
	(-)	自 己 株 式	(-) 44,840
資 産 合 計	1,396,728	自 己 株 式	(-) 44,840
		資 本 合 計	642,953
		負 債 ・ 資 本 合 計	1,396,728

貸借対照表の注記

- 1 有形固定資産の減価償却累計額 2,235,974百万円
- 2 重要な会計方針
 - (1) 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。
 - (2) 有価証券については次のとおりであります。
満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。
子会社株式および関連会社株式の評価は、移動平均法による原価法によっております。
その他有価証券で時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)。
その他有価証券で時価のないものの評価は、移動平均法による原価法によっております。
 - (3) たな卸資産(製品・原料・貯蔵品)の評価は、移動平均法による原価法によっております。
 - (4) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる金額を計上しております。
 - (5) ガスホルダー修繕引当金は、球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。
 - (6) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- 3 関係会社に対する金銭債権・金銭債務のうち、子会社に対するものは次のとおりであります。

長期金銭債権	79,526百万円	長期金銭債務	337百万円
短期金銭債権	24,893百万円	短期金銭債務	47,019百万円
- 4 関係会社投資のうち子会社株式 74,403百万円
- 5 担保に供している資産
投資その他の資産 40百万円
- 6 保証債務 16,816百万円(うち当社負担額16,695百万円)
連帯債務 14,072百万円
社債の債務履行引受契約に係る偶発債務 38,700百万円
- 7 ガスホルダー修繕引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
- 8 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産の増加額は48,952百万円であります。
- 9 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成17年 4月 1日から
平成18年 3月31日まで)

		費	用	収	益
経 営 常 業 損 益 の 部		売上原価	422,158	製品売上	896,613
		期首たな卸高	77	ガス売上	896,613
		当期製品製造原価	412,420		
		当期製品仕入高	11,626		
		当期製品自家使用高	1,876		
		期末たな卸高	89		
		(売上総利益)	(474,455)		
		供給販売費	309,710		
		一般管理費	80,575		
		(事業利益)	(84,169)		
		営業雑費用	155,786	営業雑収益	162,086
		受注工事費用	50,025	受注工事収益	52,287
		器具販売費用	105,760	器具販売収益	109,291
				その他営業雑収益	507
		附帯事業費用	18,888	附帯事業収益	19,408
	L N G 販売費用	3,441	L N G 販売収益	3,521	
	自動通報サービス費用	1,419	自動通報サービス収益	2,316	
	電力販売費用	4,325	電力販売収益	4,202	
	その他附帯事業費用	9,701	その他附帯事業収益	9,367	
	(営業利益)	(90,990)			
	営業外費用	19,732	営業外収益	13,831	
	支払利息	1,595	受取利息	1,076	
	社債利息	6,635	受取配当金	1,836	
	他受工事精算差額	3,122	貸貸料収入	3,969	
	天候デリバティブ差損	5,660	商品デリバティブ差益	2,458	
	雑支出	2,718	雑収入	4,490	
	(経常利益)	(85,089)			
特別損益の部	特別損失	5,887	特別利益	5,671	
	固定資産売却損	13	固定資産売却益	867	
	固定資産圧縮損	298	投資有価証券売却益	4,804	
	システム開発中止に伴う損失	5,576			
	(税引前当期純利益)	(84,873)			
	法人税等	28,970			
	法人税等調整額	603			
	当期純利益	55,299			
	合計	1,097,612	合計	1,097,612	
	当期純利益		55,299	百万円	
	前期繰越利益		54,231		
	収用等圧縮積立金取崩し		22		
	自己株式処分差損		3,768		
	中間配当額		9,218		
	当期未処分利益		96,567		

注記 1 子会社との取引高

売上高 39,319百万円

仕入高 132,738百万円

営業取引以外の取引高 5,491百万円

2 1株当たりの当期純利益 20円90銭

利 益 処 分 案

当 期 未 処 分 利 益	96,567,158,455 円
特定ガス導管工事償却準備金取崩し	621,168,427
合 計	97,188,326,882
次のとおり処分いたします。	
配 当 金 (1株につき3円50銭)	9,423,210,822 円
取 締 役 賞 与 金	67,000,000
別 途 積 立 金	30,000,000,000
次 期 繰 越 利 益	57,698,116,060

注記 平成17年11月28日に9,218,556,303円(1株につき3円50銭)の中間配当を実施いたしました。

謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月12日

東京瓦斯株式会社
取締役会御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	金 塚 厚 樹	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 邦 光	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	中 井 修	Ⓔ

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、東京瓦斯株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第206期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書(会計に関する部分に限る。)及び利益処分案並びに附属明細書(会計に関する部分に限る。)について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書(会計に関する部分に限る。)は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書(会計に関する部分に限る。)について、旧商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書

謄本

監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第206期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準・監査の方針等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況(法令遵守体制およびリスク管理体制等の内部統制システムを含む)を調査いたしました。子会社に対しては営業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、業務および財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告および説明を受け、計算書類および附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人あらず監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案に関しては、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等についても、取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月16日

東京瓦斯株式会社 監査役会

常勤監査役 平 井 浩 ㊟

常勤監査役 徳 本 恒 徳 ㊟

監査役 花 房 正 義 ㊟

監査役 清 水 利 光 ㊟

(注) 監査役花房正義および監査役清水利光は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成18年3月31日現在)

資 産 の 部	百 万 円	負 債 の 部	百 万 円
固 定 資 産	1,391,882	固 定 負 債	661,945
有 形 固 定 資 産	1,140,302	社 債	305,500
製 造 設 備	216,123	転 換 社 債	39,700
供 給 設 備	514,713	長 期 借 入 金	151,539
業 務 設 備	59,461	繰 延 税 金 負 債	5,329
そ の 他 の 設 備	298,951	退 職 給 付 引 当 金	130,222
休 止 設 備	984	ガ ス ホ ル ダ ー 修 繕 引 当 金	3,229
建 設 仮 勘 定	50,068	そ の 他 の 固 定 負 債	26,424
無 形 固 定 資 産	23,649	流 動 負 債	293,466
連 結 調 整 勘 定	2,504	1 年 以 内 に 期 限 債	45,597
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	21,144	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	76,925
投 資 そ の 他 の 資 産	227,931	短 期 借 入 金	17,670
投 資 有 価 証 券	145,047	未 払 法 人 税 等	33,527
長 期 貸 付 金	3,553	繰 延 税 金 負 債	178
繰 延 税 金 資 産	36,385	そ の 他 の 流 動 負 債	119,566
そ の 他 の 投 資	43,668	負 債 合 計	955,411
貸 倒 引 当 金	(-) 724	少 数 株 主 持 分	10,255
流 動 資 産	302,016	資 本 の 部	
現 金 及 び 預 金	49,116	資 本	141,844
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	147,059	資 本 剰 余 金	2,065
た な 卸 資 産	34,597	利 益 剰 余 金	572,599
繰 延 税 金 資 産	12,765	そ の 他 の 有 価 証 券	56,510
そ の 他 の 流 動 資 産	59,326	そ の 他 の 評 価 替 換 算 調 整 勘 定 式	51
貸 倒 引 当 金	(-) 848	自 己 株 式	(-) 44,840
資 産 合 計	1,693,898	資 本 合 計	728,231
		負 債、少 数 株 主 持 分 及 び 資 本 合 計	1,693,898

連結損益計算書

(平成17年 4月 1日から
平成18年 3月31日まで)

		費	用	収	益
経常損益の部	営業損益	売上原価	724,503	売上高	1,266,501
		(売上総利益)	(541,998)		
		供給販売費	352,388		
		一般管理費	77,263		
		(営業利益)	(112,345)		
	営業外損益	営業外費用	24,520	営業外収益	10,863
		支払利息	11,014	受取利息	58
		他受工事精算差額	3,016	受取配当金	1,391
		天候デリバティブ差損	5,666	持分法による投資利益	693
		雑支出	4,823	商品デリバティブ差益	2,458
			雑収入	6,261	
	(経常利益)	(98,689)			
特別損益の部	特別損失	5,443	特別利益	7,601	
	固定資産売却損	17	固定資産売却益	2,257	
	固定資産圧縮損	298	投資有価証券売却益	4,929	
	システム開発中止に伴う損失	5,127	子会社株式売却益	414	
	(税金等調整前当期純利益)	(100,846)			
	法人税、住民税及び事業税	35,703			
	法人税等調整額	2,497			
	少数株主利益	530			
	当期純利益	62,114			
	合計	1,284,966	合計	1,284,966	

注記

【連結計算書類作成のための基本となる事項】

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子法人等の数等

連結子法人等の数 54社

主要な連結子法人等の名称 東京ガス都市開発㈱、東京ガス豊洲開発㈱、㈱エネルギーアドバンス、㈱ガスター、東京エルエヌジータンカー㈱、トーヨコエンジニアリング㈱、東京ガスエネルギー㈱、東京ガスケミカル㈱、パークタワーホテル㈱、㈱関配、千葉ガス㈱、ティージー・クレジットサービス㈱、東京酸素窒素㈱、㈱ティージー情報ネットワーク、筑波学園ガス㈱、ティージー・エンタープライズ㈱、東京ガス・エンジニアリング㈱、東京ガス・カスタマーサービス㈱、㈱ティージー・アイティーサービス及び㈱関配リビングサービス

(2) 主要な非連結子法人等の名称等

主要な非連結子法人等の名称 TOKYO GAS AUSTRALIA PTY LTD

非連結子法人等は、総資産額・売上高・当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額がいずれも小規模であり、かつ、質的にも重要性に乏しく、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲に含めておりません。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子法人等又は関連会社の数等

持分法を適用した非連結子法人等の数 0社

持分法を適用した関連会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の名称 GAS MALAYSIA SDN. BHD.

(2) 持分法を適用しない非連結子法人等又は関連会社のうち主要な会社等の名称等

持分法を適用しない非連結子法人等又は関連会社のうち主要な会社等の名称
アークヒルズ熱供給㈱

持分法を適用していない非連結子法人等及び関連会社は、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額がいずれも小規模であり、かつ、質的にも重要性に乏しく、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用の範囲から除外しております。

3 重要な会計方針

(1) 有形固定資産の減価償却の方法は、主として定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

(2) 有価証券については、次のとおりであります。

満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。

その他有価証券で時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)。

その他有価証券で時価のないものの評価は、移動平均法による原価法によっております。

(3) たな卸資産(製品・原料・貯蔵品)の評価は、移動平均法による原価法によっております。

- (4) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる金額を計上しております。
- (5) ガスホルダー修繕引当金は、球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。
- (6) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- (7) 連結子法人等の資産及び負債の評価の方法
全面時価評価法を採用しております。
- (8) 連結調整勘定の償却の方法及び期間
10年間の均等償却を行っております。
ただし、連結調整勘定の金額に重要性が乏しい場合には、発生年度に一括償却しております。

【連結貸借対照表関係注記】

- | | |
|---|--------------|
| 1 有形固定資産の減価償却累計額 | 2,633,166百万円 |
| 2 担保に供している資産 | |
| 有形固定資産 | 13,318百万円 |
| 投資その他の資産 | 77百万円 |
| その他の流動資産 | 1百万円 |
| 3 保証債務 | 11,517百万円 |
| 連帯債務のうち他の連帯債務者負担額 | 121百万円 |
| 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務 | 38,700百万円 |
| 4 資産及び負債の区分は、「商法施行規則」(平成14年法務省令第22号)及び「ガス事業会計規則」(昭和29年通商産業省令第15号)に基づいて記載しております。 | |
| 5 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。 | |

【連結損益計算書関係注記】

- 1 1株当たりの当期純利益 23円48銭
- 2 収益及び費用の区分は、「商法施行規則」(平成14年法務省令第22号)及び「ガス事業会計規則」(昭和29年通商産業省令第15号)に基づいて記載しております。
- 3 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月12日

東京瓦斯株式会社
取締役会御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	金 塚 厚 樹	㊟
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	伊 藤 邦 光	㊟
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	中 井 修	㊟

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、東京瓦斯株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第206期事業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い東京瓦斯株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会監査報告書

謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第206期事業年度の連結計算書類(連結貸借対照表および連結損益計算書)に関して、各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準・監査の方針等に従い、連結計算書類について、取締役等および会計監査人から報告および説明を受け、また、必要に応じて子会社および連結子会社に対し会計に関する報告を求め、その業務および財産の状況を調査いたしました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (2) 子会社および連結子会社調査の結果、連結計算書類に関し指摘すべき事項は認められません。

平成 18 年 5 月 16 日

東京瓦斯株式会社 監査役会

常勤監査役 平 井 浩 ㊟

常勤監査役 徳 本 恒 徳 ㊟

監 査 役 花 房 正 義 ㊟

監 査 役 清 水 利 光 ㊟

(注) 監査役花房正義および監査役清水利光は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

1 議決権の総数 2,670,380個

2 議案および参考事項

第1号議案 第206期利益処分案承認の件

議案の内容は、前記18頁に記載のとおりです。

利益配当金につきましては、1株につき3円50銭とさせていただきたいと存じます。(中間配当金3円50銭を含め、年間の配当金は1株につき7円。)

また、財務内容の充実を意を用い、別途積立金300億円を積み立てさせていただきたいと存じます。

なお、租税特別措置法等の規定に基づき、特定ガス導管工事償却準備金を取り崩させていただきたいと存じます。

取締役賞与金につきましては、取締役12名に対し、6,700万円を支給させていただきたいと存じます。

第2号議案 自己株式取得の件

経済情勢の変化に対応して、財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することが可能となるように、会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式5,600万株、取得価額の総額350億円を各々限度として取得いたしたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1 変更の理由

本年5月1日に「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）（以下この変更の理由において「会社法等」という。）が施行されたことに伴い、以下のとおり変更いたしたいと存じます。

- (1) 会社法等の施行に伴い、定款に定めがあるとみなされているもの
 - ① 当社は、公開大会社で監査役会設置会社であるため、取締役会、監査役および監査役会、会計監査人を置く旨の定めがあるとみなされていることから、当該規定を新設するものです。
 - ② 名義書換代理人が株主名簿管理人と名称変更され、これを置く旨の定めがあるとみなされていることから、所要の変更を行うものです。
 - ③ 株式に係る株券を発行する旨の定めがあるとみなされていることから、当該規定を新設するとともに、単元未満株式に係る株券の不発行の規定を株券発行に関する当該規定に統合する等、所要の変更を行うものです。
 - (2) 会社法等の施行に伴い、実質的な変更を行うもの
 - ① 単元未満株式について、合理的な範囲内で権利を制限する規定を新設するものです。
 - ② 株主総会の参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類について、インターネットで開示することによって提供したものとみなすことができる規定を追加するものです。
 - ③ 議決権を代理行使する場合の代理人の人数を1人とすること、および議決権の不統一行使は書面または電磁的方法により通知をしていたくことを規定する等、所要の変更・追加をするものです。
 - ④ 取締役会の機動的および効率的運営を図るため、一定の要件を充たす場合には、取締役会を開催せず取締役会の決議があったものとみなすことができる規定を新設するものです。
 - ⑤ 監査役が法定の員数を欠く事態に備えて、補欠監査役を選任した場合、その効力を監査役の任期に合わせ4年とする旨の変更をします。
 - (3) その他、形式的な変更を行うもの
 - ① 新しい法制度の下で事業活動を行うため、現行の定款に記載されている文言および表現を、会社法等で使用されているものに合わせる等、所要の変更を行うものです。
 - ② より見やすくするため、条文に項や号を新設し、句読点をつける等、表記を改善するものです。
 - ③ (1)、(2)の変更に伴い、条数等につきまして所要の変更を行うものです。
- 2 変更の内容
変更の内容は、次のとおりです。

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>第1章 総則</p> <p>(公告)</p> <p>第4条 当社の公告は電子公告により行う。ただし、<u>電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は65億株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条/3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は1,000株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取締役会 2 監査役および監査役会 3 会計監査人 <p>(公告方法)</p> <p>第5条 公告方法は電子公告とする。ただし、<u>事故その他やむを得ない事由により電子公告によって公告をすることができない場合は</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 発行可能株式総数は、<u>65億株とする。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 単元株式数は、<u>1,000株とする。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第9条 当社は、株式に係る株券を発行する。<u>ただし、株式取扱規則に定める場合を除き、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 3 次条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

現行定款	変更案
<p>(単元未満株式の買増) 第9条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)で、単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を当社が売渡すこと(「買増し」という。)を請求することができる。</p>	<p>(単元未満株式の買増) 第11条 株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当社が売渡すこと(「買増し」という。)を請求することができる。</p>
<p>(名義書換代理人) 第10条 当社は株式および新株予約権につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式および新株予約権の名義書換、実質株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、株券喪失に係わる手続きその他株式および新株予約権に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、公告する。 ③ 株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>(株式および新株予約権の取扱) 第11条 株式および新株予約権の名義書換、実質株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、株券喪失に係わる手続きその他株式および新株予約権に関する取り扱いおよびその手数料ならびに株券の種類については取締役会で定める株式取扱規則等による。</p>	<p>(株式および新株予約権の取扱) 第13条 株式および新株予約権に関する取り扱いおよびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則等による。</p>
<p>(基準日) 第12条 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 前項その他定款に定めある場合のほか必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、株主または質権者としての権利を行使すべき者を確定する基準日を定めることができる。</p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第13条 (記載省略) <u>総会は法令に別段の定めある場合を除き取締役会の決議により社長が招集する。社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役が招集する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第14条 (現行どおり) (削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(基準日) 第15条 <u>定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(招集権者および議長) 第16条 <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により社長が招集し、その議長となる。</u> ② <u>社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p>
<p>(通知) 第14条 (記載省略) (新 設)</p>	<p>(通知) 第17条 (現行どおり) ② <u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>(議長) 第15条 <u>総会の議長は社長がこれに当たる。社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(決議) 第16条 総会の決議は法令または定款に別段の定めある場合を除き出席株主の議決権の過半数をもってする。 商法第343条に定める決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。</p>	<p>(決議) 第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ② <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(議決権の代理行使) 第17条 株主は議決権を行使することができる他の株主に委任してその議決権を行使することができる。ただし、委任状で代理権を証明しなければならない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(議事録) 第18条 総会議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載し議長および出席した取締役が記名押印する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(定員) 第19条 当会社に取り締役員15名以内を置く。取締役は、欠員を生じた場合において法定の員数を欠かない限りその補充を延期することができる。</p> <p>(選任) 第20条 取締役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。 取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会の決議により会長1名、社長1名、必要に応じてその他の役付取締役若干名を置くことができる。 取締役会の決議をもって代表取締役を定める。 各代表取締役は取締役会の決議により業務を執行する。</p> <p>(取締役会) 第23条 取締役会は取締役をもって組織し、特に法令または定款の定める事項のほか当会社の重要な業務を議決する。</p>	<p>(議決権の代理行使等) 第19条 株主は、議決権を行使することができる他の株主1名に委任して、その議決権を行使することができる。ただし、株主総会ごとに委任状で代理権を証明しなければならない。 ② 会社法第313条第2項に定める議決権の不統一行使の通知方法は、書面または電磁的方法によって行うこととする。</p> <p>(削 除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第20条 取締役は、15名以内とする。 ② 取締役は、欠員を生じた場合において、法定の員数を欠かない限り、その補充を延期することができる。</p> <p>(選任) 第21条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削 除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって会長1名、社長1名、必要に応じてその他の役付取締役若干名を選定することができる。 (削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集および議長) 第24条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>取締役会は取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。</u> <u>法令に別段の定めがある場合を除き会長が取締役会を招集しその議長となる。会長に事故あるときはあらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u> (新 設)</p>	<p>(取締役会の招集および議長) 第24条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集し、その議長となる。</u> ② <u>会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u> ③ <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ④ <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議) 第25条 <u>取締役会の決議は取締役の過半数出席し、その取締役の過半数をもってする。</u> <u>決議について特別の利害関係ある取締役は決議に参加することができない。</u> (新 設)</p>	<p>(削 除) (取締役会の決議の省略) 第25条 <u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会議事録) 第26条 <u>取締役会議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載し出席した取締役および監査役が記名押印する。</u> (報酬) 第27条 <u>取締役の報酬は株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>(削 除) (報酬等) 第26条 <u>取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除) 第28条 <u>当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の商法第266条第1項第5号の行為に関する責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議により、商法第266条第12項、同条第17項および同条第18項の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第27条 <u>取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議により、会社法第425条第1項の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>
<p>第29条 (記載省略) (新 設)</p>	<p>第28条 (現行どおり) (取締役会規則) 第29条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会で定める取締役会規則による。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(定員) 第30条 当会社に監査役5名以内を置く。 監査役に欠員を生じた場合において法定の員数を欠かない限りその補充を延期することができる。 <u>監査役が法定の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ定時株主総会において監査役の補欠者(以下「補欠監査役」という。)を選任することができる。</u></p> <p>(選任) 第31条 監査役および補欠監査役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会の開催の時までとする。</p> <p>(任期) 第32条 監査役任期は、就任後4年内の最終決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠として選任された監査役の任期および補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第33条 監査役の互選により常勤の監査役を置く。</p> <p>(監査役会) 第34条 監査役会は監査役をもって組織し、法令に定める権限を有するほか、その決議をもって、監査役の職務の執行に関する事項を定めることができる。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</p> <p>(監査役会の招集) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 監査役会は監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第30条 監査役は、5名以内とする。 ② 監査役に欠員を生じた場合において、法定の員数を欠かない限り、その補充を延期することができる。 (削除)</p> <p>(選任) 第31条 監査役および補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ② 補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開催の時までとする。</p> <p>(任期) 第32条 監査役任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠として選任された監査役の任期および補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会の招集) 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の決議) 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってする。</p> <p>(監査役会議事録) 第37条 監査役会議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載し出席した監査役が記名押印する。</p> <p>(報酬) 第38条 監査役の報酬は株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(監査役責任免除) 第39条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議により、商法第280条第1項の準用する商法第266条第18項により読み替えて適用する同条第12項の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(報酬等) 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によつて定める。</p> <p>(監査役責任免除) 第36条 監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意にしかつ重大なる過失がないときは、取締役会の決議により、会社法第425条第1項の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>(監査役会規則) 第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規則による。</p>
<p>第6章 計 算 (事業年度および決算期) 第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。</p>	<p>第6章 計 算 (事業年度) 第38条 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>
<p>(利益配当金) 第41条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または質権者に支払う。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第39条 期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p>(金銭の分配) 第42条 取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または質権者に対し、商法第293条ノ5の規定により金銭の分配をすることができる。 金銭の分配の有無、金額その他必要な事項は、前項の日から3月内に取締役会で定める。</p>	<p>(中間配当) 第40条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第43条 <u>利益配当金および前条の規定による分配金は、その支払開始の日から満5年を経過したときは、その支払いの義務を免れるものとする。</u></p> <p>(転換社債の転換および新株予約権付社債の権利行使の時期)</p> <p>第44条 <u>転換社債の転換および新株予約権付社債の権利行使により発行された株式に対する最初の利益配当金および第42条の規定による分配金は、転換および権利行使の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換および権利行使があったものとみなして支払うものとする。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第41条 <u>配当財産が金銭である場合において、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、その支払いの義務を免れる。</u></p> <p>(転換社債の転換および新株予約権付社債の権利行使の時期)</p> <p>第42条 <u>転換社債の転換および新株予約権付社債の権利行使により発行された株式に対する最初の剰余金の配当は、転換および権利行使の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換および権利行使があったものとみなして支払う。</u></p>

第4号議案 取締役12名選任の件

本總會終結の時をもって取締役全員が任期満了となりますので、改めて取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 〔他の法人等の代表状況〕	所有する当社の株式の数
1	上原英治 (昭和11年2月9日生)	昭和34年 4月 当社入社 同 63年 6月 同営業計画部長 平成 3年 7月 同経理部長 同 4年 6月 同取締役総合企画部長 同 5年 6月 同常務取締役総合企画部長 同 6年 6月 同常務取締役 同 7年 6月 同代表取締役専務取締役 同 8年 6月 同代表取締役専務取締役事業開発本部長 同 10年 6月 同代表取締役副社長 同 11年 6月 同代表取締役社長 同 14年 6月 同代表取締役社長 同社長執行役員 同 15年 6月 同代表取締役副会長 同 18年 4月 同取締役会長 現在に至る	215,831株
2	市野紀生 (昭和16年1月1日生)	昭和39年 4月 当社入社 平成 3年 7月 同北部事業本部副本部長 同 5年 6月 同文書部担当取締役付 同 8年 6月 同取締役総合企画部長 同 10年 6月 同常務取締役事業開発本部長 同 12年 6月 同代表取締役専務取締役事業開発本部長 同 13年 6月 同代表取締役専務取締役 同 14年 6月 同代表取締役副社長執行役員 同 15年 6月 同代表取締役社長 同社長執行役員 同 18年 4月 同取締役副会長 現在に至る	160,617株

候補者 番号	氏 (生 年 月 名 日)	略歴、当社における地位および担当 〔他の法人等の代表状況〕	所有する当社 の株式の数
3	鳥 原 光 憲 (昭和18年3月12日生)	昭和42年 4月 当社入社 平成 5年 8月 同神奈川事業本部計画部長 同 6年 6月 同神奈川事業本部副本部長 同 8年 6月 同原料部長 同 10年 6月 同取締役原料部長 同 12年 6月 同常務取締役 同 14年 6月 同取締役常務執行役員企画本 部長 同 15年 6月 同代表取締役副社長執行役員 企画本部長 同 16年 4月 同代表取締役副社長執行役員 コーポレート・コミュニケーション本部長 同 18年 4月 同代表取締役社長 同社長執行役員 現在に至る	97,000株
4	草 野 成 郎 (昭和19年3月25日生)	昭和42年 4月 当社入社 平成 8年 6月 同営業企画部長 同 9年 6月 同営業総括部長 同 10年 6月 同取締役総合企画部長 同 12年 6月 同常務取締役 同 14年 6月 同取締役常務執行役員エネルギー 営業本部長兼エネルギー営業本部 大口エネルギー事業部長 同 15年 6月 同代表取締役副社長執行役員 エネルギー営業本部長兼エネルギー営 業本部大口エネルギー事業部長 現在に至る	105,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 〔他の法人等の代表状況〕	所有する当社 の株式の数
5	<p>小林 剛也 (昭和17年3月23日生)</p>	<p>昭和40年 4月 当社入社 平成 6年 3月 同情報システム部長 同 7年 6月 同リビング営業本部リビング企画部長 同 10年 6月 同取締役リビング営業本部リビング企画部長 同 12年 6月 同常務取締役 同 13年 6月 同常務取締役R&D本部長 同 14年 6月 同取締役常務執行役員導管・保安本部長 同 16年 4月 同代表取締役副社長執行役員エネルギー生産本部長 現在に至る</p>	86,171株
6	<p>前田 忠昭 (昭和21年2月11日生)</p>	<p>昭和45年 4月 当社入社 平成 6年 7月 同西部事業本部計画部長 同 8年 6月 同西部事業本部副本部長 同 9年 6月 同商品技術開発部長 同 12年 6月 同取締役エネルギー営業本部エネルギー企画部長 同 14年 6月 同常務執行役員R&D本部長 同 16年 4月 同常務執行役員資源事業本部長 同 16年 6月 同取締役常務執行役員資源事業本部長 同 18年 4月 同代表取締役副社長執行役員企画本部長 現在に至る</p>	81,675株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 〔他の法人等の代表状況〕	所有する当社 の株式の数
7	岡 本 毅 (昭和22年9月23日生)	昭和45年 4月 当社入社 平成 8年 6月 同北部事業本部計画部長 同 9年 6月 同北部事業本部副本部長 同 10年 6月 同文書部長 同 11年 6月 同総務部担当取締役付 同 14年 6月 同執行役員企画本部総合企画 部長 同 16年 4月 同常務執行役員企画本部長 同 16年 6月 同取締役常務執行役員企画本 部長 同 18年 4月 同取締役常務執行役員コーポレー ト・コミュニケーション本部長、コンプライアンス 部兼監査部担当 現在に至る	55,000株
8	杉 山 昌 樹 (昭和22年9月14日生)	昭和45年 4月 当社入社 平成12年 6月 同生産本部生産部長 同 14年 6月 同執行役員導管・保安本部導 管部長 同 16年 4月 同常務執行役員導管ネットワーク本 部長 現在に至る	26,231株
9	安 西 邦 夫 (昭和8年10月25日生)	昭和31年 4月 当社入社 同 54年 9月 同原料部長 同 57年 6月 同取締役原料部長 同 58年 6月 同常務取締役 同 61年 6月 同代表取締役専務取締役 同 63年 6月 同代表取締役副社長 平成元年 4月 同代表取締役社長 同 11年 6月 同代表取締役会長 同 18年 4月 同取締役相談役 現在に至る 〔他の法人等の代表状況〕 株式会社大利根カントリー倶楽部 代表取締役社長	353,752株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 〔他の法人等の代表状況〕	所有する当社 の株式の数
10	茂 木 友三郎 (昭和10年2月13日生)	昭和33年 4月 キョコマン株式会社入社 同 54年 3月 同取締役 同 57年 3月 同常務取締役 平成元年 3月 同専務取締役 同 6年 3月 同取締役副社長 同 7年 2月 同代表取締役社長 同 14年 6月 当社取締役 現在に至る 同 16年 6月 キョコマン株式会社 代表取締役会長 現在に至る 〔他の法人等の代表状況〕 利根コカ・コーポトリング 株式会社 代表取締役会長 株式会社醬油会館 代表取締役社長 KIKKOMAN FOODS, INC. Director Chairman & CEO KIKKOMAN (S) PTE. LTD. Director Chairman of the Board 統萬股份有限公司 董事長 KIKKOMAN INTERNATIONAL INC. Director Chairman of the Board	10,000株
11	今 野 由 梨 (昭和11年6月2日生)	昭和44年 5月 グァイル・サービス株式会社 代表取締役社長 現在に至る 平成15年 6月 当社取締役 現在に至る 〔他の法人等の代表状況〕 株式会社生活科学研究所 代表取締役所長	1,000株
12	山 本 一 元 (昭和8年7月22日生)	昭和32年 4月 旭化成工業株式会社入社 同 58年 6月 同取締役 同 62年 6月 同常務取締役 平成 2年 6月 同専務取締役 同 5年 6月 同代表取締役専務 同 7年 6月 同代表取締役副社長 同 9年 6月 同代表取締役社長 同 13年 1月 旭化成株式会社 (社名変更) 代表取締役社長 同 15年 4月 同取締役副会長 同 15年 6月 同常任相談役 同 17年 6月 当社取締役 現在に至る	20,000株

- (注) 1 今野由梨氏は、グァイル・サービス株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社との間で、電話受付・相談の委託等の取引関係があります。
- 2 その他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- 3 茂木友三郎、今野由梨および山本一元の各氏は、社外取締役候補者です。

第5号議案 監査役1名選任の件

コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図る目的から、新たに社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

社外監査役候補者は次のとおりです。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 〔他の法人等の代表状況〕	所有する当社の株式の数
森 昭 治 (昭和18年9月7日生)	昭和41年 4月 大蔵省(現財務省)入省 平成 7年 5月 同東京国税局長 同 10年12月 金融再生委員会事務局長 同 13年 1月 金融庁長官 同 14年 8月 同顧問 同 15年 6月 同辞職 同 15年 6月 住宅金融公庫 副総裁 同 17年 8月 同辞職 同 17年 9月 株式会社国際経済研究所 副理事長 現在に至る	0株

(注) 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第6号議案 取締役の賞与額設定の件

会社法の施行および会計基準による役員賞与の取り扱いの変更に伴い、従来の報酬額とは別に取締役の賞与額を新たに設定し、今後はその範囲内で支給することといたしたく存じます。賞与の支給額につきましては、取締役の員数(15名以内)や業績との連動を考慮し、賞与総額(上限)を年額9,000万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、第4号議案が承認可決されますと、取締役は12名となります。

以上

株主総会会場ご案内

- 会 場……東京瓦斯株式会社 浜松町ビル 2階 大会議室
- 住 所……東京都港区海岸一丁目 5番20号
- ご来場手段
 - ・ J R……浜松町駅南口下車 徒歩約4分
 - ・ モノレール……東京モノレール浜松町駅下車 徒歩約4分
 - ・ 地 下 鉄……都営浅草線・大江戸線大門駅下車 徒歩約10分
(世界貿易センタービル2階経由)
 - ・ ゆりかもめ……竹芝駅下車 徒歩約10分
(歩行者デッキ経由)

